選挙運動用自動車の貸主の皆様へ

選挙運動の公費負担に係る手続きのご案内

【公費負担の対象】

選挙運動用自動車の貸出料が対象です。選挙運動用自動車は候補者1人につき1台に限られ、七宗町選挙管理委員会の交付する「表示」を取り付ける必要があります。

また、期間は選挙運動の期間（立候補の届出日から選挙の期日の前日まで）に限られます。無投票の場合は1日のみです。

【公費負担の限度】

　公費負担の限度額は、1日あたり15,800円です。

【候補者との契約】

　公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、車種、期間、契約金額などを明らかにする必要があります。

【町への請求・町からの支払い】

　請求書は、選挙の期日後１５日以内に町へ提出してください。

町が正当な請求書を受領した日から６０日以内にご指定の口座に入金します。

〇町への請求時に提出する書類

　　・請求書

・請求書内訳書

　　・選挙運動用自動車使用証明書（候補者から受け取ってください。）

※候補者の供託物が没収になる場合、町には請求できません。

【最後にご確認ください】

　〇公費負担の対象にならない費用を含んでいませんか？

　　・選挙運動用自動車以外の自動車の貸出料

　　・自動車に施す塗装や看板・拡声機の取り付け費用、看板作成費用

　　・選挙運動期間外の貸出料

ご不明な点は、七宗町選挙管理委員会（電話：0574-48-1111）までお問い合わせください。